

平成 26 年 7 月 31 日

金融庁総務企画局市場課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等（案）」および「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対する意見等の提出について

平成 26 年 7 月 1 日（火）付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等(案)」および「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」に対する意見

項番	該当政令・府令・監督指針	該当条文	意見・確認事項	理由等
1	金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)	第125条の7第1項	特定店頭デリバティブ取引については、今後内閣府令で指定されるものかと思うが、電子取引基盤業者が対応可能な商品に限定する等、慎重な制度設計をお願いしたい。	<p>特定店頭デリバティブ取引の指定においては、清算集中規制との平仄が検討の尺度となるかと思うが、例えば、現状JSCCで清算集中可能なTiborスワップやアモチ付きスワップ等は、現状、電子取引基盤業者(TradeWeb等)での取り扱いが行えていない状況であり、当該商品についてはSEF規制に含めないことをご検討いただきたい。Tiborスワップやアモチ付きスワップ等については、流動性や特殊な条件設定等の観点から、現状、電子取引基盤業者にて取り扱いが行われていないものと認識する。金融機関側においても、アモチ取引は様々なバリエーションがあり、その価格情報を開示するのは現実的ではない。板(Order Book)にしても、REQにしても、様々なバリエーションがありえるアモチ取引の価格を、一意に決めることは、Notionalの変更スケジュールといった追加的な詳細情報がなければ不可能であり、システムのな作り込みのハードルが非常に高い。</p> <p>一方で、SEF規制については、取引高が多く標準化された店頭デリバティブ取引に対して、価格の公平性・透明性を高めることが目的とされている※と認識しており、上述指摘の商品については、SEF規制の対象商品とする必要性は喫緊のものではないと思われる。(※「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」においても当該内容に基づいた報告がなされている。なお、DF法においては、清算集中の対象商品の一部分にあたる商品が、SEF対象商品(Make Available to Trade)となっている。)</p> <p>また、オッドな取引(例:2年4か月の金利スワップ)についても、上記と同様な議論になるので、義務対象商品は、DF法同様、非常に厳密に(例えば、スポットスタート、満期:1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年、15年、20年、30年…、変動参照金利:6M-Libor……等)、告示の中で条件の詳細まで明確に規定していただければと思う。</p>
2	金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)	第125条の7第1項	パッケージ取引(カーブ・バタフライ取引等の、特定店頭デリバティブの異なる年限を組み合わせた取引等)が規制の対象外となるのか、ご教授いただきたい。	明確化のため。
3	金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)	第125条の7第1項	契約の変更又は解除を行う場合における取引は、法第四十条の七第一項に規定する“特定店頭デリバティブ取引を行う”行為に該当しないため、規制の対象外となるという理解でよいか。	明確化のため
4	金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)	第125条の7第2項	ポートフォリオコンプレッションについては、本規制の適用対象となるのか、ご教授をお願いしたい。	<p>ポートフォリオコンプレッションは、システミック・リスクの削減を目的とするものであるが、電子取引基盤上での取引執行義務が課せられた場合には、プロセスが複雑化することや市場参加者側での追加のシステム対応が必要となることにより、円滑なコンプレッションを行うことが難しくなる。また、コンプレッション実施時の価格決定は、市場リスクに中立的に行うものであり、電子取引基盤上での取引執行を行う必要性はないと思われる。</p> <p>海外規制においても、ポートフォリオコンプレッションについて、電子取引基盤上での執行義務を課していることは見られず、同等性の観点からも、本規制の対象外とすることに問題はないかと思う。</p>